

久 給 審 第 4 1 号 平成 2 8 年 7 月 2 8 日

久喜市教育委員会 教育長 柿 沼 光 夫 様

> 久喜市学校給食審議会 会長 村 田 文 雄

学校給食費(保護者負担分)について(答申)

平成28年3月17日付で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 平成29年度以降の学校給食費(保護者負担分)

平成24年度以降、食材価格の値上がりや消費税率が5%から8%に引き上げられたことから、対応することが困難となってきた学校給食費(保護者負担分)については、保護者の経済的負担に配慮するとともに、学校給食の現状と課題、さらに埼玉県内各自治体の状況などを踏まえ、学校給食費の見直しについて様々な角度から慎重に審議を行なったところであります。

その結果、学校給食費(保護者負担分)については、小学校が月額4,150円に、中学校が月額4,960円に変更することが妥当であるとの結論に至りました。

2 附带意見

- (1) 引き続き献立の更なる充実を図り、子どもたちの笑顔があふれる 安全で安心なおいしい学校給食の提供に努めていただきたい。
- (2) 社会情勢等により、学校給食費(保護者負担分)の見直しが必要な場合には、久喜市学校給食審議会の意見などを十分踏まえて、適切に対応されたい。
- (3) 保護者への説明にあたっては、理解が得られるよう十分留意願います。